

二〇一九年度 岡山大学法学会出版助成について

本年度の岡山大学法学会出版助成（以下、「本助成」とする。）については、二〇一九年一月三十日に土岐将仁氏から『法人格を越えた労働法規制の可能性と限界——個別的労働関係法を対象とした日独米比較法研究』への助成申請が提出された。

これを受けて、法学部各講座から選出された山田哲史（公共法講座）、増田史子（市民法講座）、二杉健斗（比較国際法講座）、小田川大典（現代政治学講座）、法務研究科から選出された西田和弘、鈴木隆元の各氏、及び、法学会編集委員出版助成担当（当時）の木下和朗氏の七名による二〇一九年度岡山大学法学会出版助成委員会（以下、「本委員会」とする。）が、二〇一九年三月二十日に招集された。

本委員会は、同年六月五日に土岐氏の申請を受理し、専門分野が近い西田委員の報告を受けて審査を行った。土岐氏の著書は、個別的労働関係法を対象に、使用者を使用者側の者として労働法規制の名宛人となつてゐる者と広く捉えた上で、労働契約上の使用者とされている者

以外の者（労働契約上の使用者と企業間での契約関係や資本関係を有する者に限る。）が、いかなる根拠により、いかなる法的義務や責任を課されているかについて、日本法、アメリカ法、ドイツ法を対象に比較法的な検討を行い、ドイツとアメリカとは労働契約当事者でない第三者に対する規制の方法が異なつてゐることを明らかにするものであり、労働法学の現代的課題に対して有益な示唆を与える研究であると評価することができるとして、審議の結果、本助成を受けるに値するものと結論を全会一致で得た。

この結果は同月二十六日に開催された岡山大学法学会評議員会に報告され、同評議員会の議決を経て、同著書への助成が決定された。

二〇二〇年三月、土岐将仁氏の『法人格を越えた労働法規制の可能性と限界——個別的労働関係法を対象とした日独米比較法研究』は、本助成を受けて、株式会社有斐閣より出版された。（了）